

地方からの提案個票

<関係府省庁第1次回答まで>

重点	ヒアリング事項	ページ
22	港湾・空港関係の補助事業に係る繰越事務の権限を国から都道府県に委任	1
21	住所公告の廃止	3
7	特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について国での対応を原則とするよう役割を明確化	7
1	覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止	10
8	市区町村が行う障害年金を含む国民年金事務の日本年金機構への一元化	12

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	193	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	A 権限移譲		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

会計法第 48 条に基づく繰越事務の国から都道府県への権限委任

提案団体

鳥取県、三重県、滋賀県、全国知事会、中国地方知事会、関西広域連合

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

繰越事務処理の簡素化や迅速化の観点から会計法第 48 条による権限委任を適用していただきたい。

具体的な支障事例

【現行制度について】

繰越及び翌債の手續に関し、国土交通省道路局等では都道府県へ事務を権限委任しているが、国土交通省の中でも港湾・航空局等では権限を委任していない。

このため、港湾・空港関係予算においては下記のとおり支障事例が生じている。

【支障事例】

道路事業等においては直接都道府県が財務局と調整を行うため短期間に繰越承認が得られている。一方で、港湾・空港事業は都道府県と港湾・航空局の調整を経て、港湾・航空局が財務局と調整するため、承認を得るまでに期間を要している。

(道路事業等)

・申請 12/19→承認 12/25

(港湾事業)

・港湾局提出 12/25→承認2/3

(空港事業の例)

・航空局提出 12/12→承認1/26

【制度改正の必要性】

特に国補正など早期の事業執行が求められる事業において、以下を回避するためにも必要である。

繰越承認後の入札事務となり早期執行ができない。

繰越承認を条件とする入札となり、開札までに承認が得られない場合は入札中止となる懸念がある。

【支障の解決策】

繰越事務処理の簡素化や迅速化を図るといふ委任制度の趣旨に鑑み、港湾・航空局においても権限委任を進めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

早期に繰越承認が得られることにより、速やかに発注事務に移行でき、早期事業効果発現が期待できる。

根拠法令等

繰越制度、財政法第 42 条、会計法第 48 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

茨城県、鹿児島県

○（空港事業の例）

航空局提出2/13⇒承認3/6

（参考）航空局との事前確認

- ・1回目(提出: 1/23～指摘: 1/28)
- ・2回目(提出: 2/2～指摘: 2/2)
- ・3回目(提出: 2/10～指摘: 2/13)

各府省庁からの第1次回答

港湾関係事業及び空港整備事業については、補助金等の交付対象は港湾(海岸)管理者又は空港管理者等であり、港湾(海岸)管理者は都道府県、市町村、港務局又は一部事務組合、空港管理者等は都道府県、市町村となっていることから、繰越事務の都道府県への委任にあたっては、関係都道府県及び市町村等の意向を確認しつつ、必要な調整を進める必要がある。あわせて、国土交通省において補助金等の執行状況を適切に管理する観点から、繰越関係書類の共有等を含め、都道府県との間で綿密な情報共有体制の構築を検討する必要がある。このため、委任することについて上記団体の意向を踏まえたうえで進めていくこととしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の
所管府省庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	314	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	×
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	09_土木・建築		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

都市再開発法第28条第1項及び第2項に基づく公告における理事長の住所の記載内容の見直し等

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省庁

内閣府、国土交通省、その他住所の告示等が規定されている法令の所管府省庁

求める措置の具体的内容

都市再開発法第28条第1項において、市街地再開発組合は、当該組合の理事長の氏名及び住所を都道府県知事に届け出なければならないと規定されている。同条第2項において、都道府県知事は当該届出を受けて、当該理事長の氏名及び住所を公告しなければならないと規定されている。

しかし、個人情報保護の観点から、公告事項のうち理事長の住所の公告については、行政区画以外の住所を表示しないことを求める。

また、当該法律に限らず横断的な見直しを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

土地区画整理法における土地区画整理組合においては、理事の住所の告示を行っていたことにより、商業事業者が土地区画整理組合の理事の自宅へ訪問するという事案が発生した。

都市再開発法における市街地再開発組合についても、理事長の住所を公告することにより、同様の事案が発生するおそれがある。

【対応の方向性】

土地区画整理組合の理事の住所の告示については、上記の点を踏まえ、プライバシー保護の観点から、令和7年地方分権改革に関する提案募集において見直しの検討が進められていると認識している。

同様の観点から、法人登記についても、「代表取締役等住所非表示措置」(令和6年10月1日施行)にて、代表取締役等の住所の一部を登記事項証明書等に表示しないことを希望することができるようになっている。

以上を踏まえ、市街地再開発組合の理事長の住所についても、行政区画以外を公開する必要はなく、また、権利者が市街地再開発組合に意見を述べる際には、組合事務所の所在地が明確になっていれば足りるため、不要な個人情報の公開は控えるべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

昨今の情勢を踏まえ、詳細な公告を控え組合事務所の所在地を明確にすることにより、防犯上の観点から、自宅への直接の訪問を軽減することができる。

根拠法令等

都市再開発法第 28 条第 1 項及び第 2 項、その他住所の告示等が規定されている法令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

宮城県、新潟市、豊橋市、大阪府、特別区長会

○当市においては、これまで同様の事例によるトラブルは確認されていないが、昨今の情勢をふまえると、個人が特定される自宅住所を公告することは、防犯上及びプライバシー上の懸念がある。
組合運営の窓口として、組合事務所の所在地が明確であれば、対外的な機能は十分果たせるものとする。
○当区では、現在、2地区で再開発事業を行っており、理事長の氏名及び住所を公告している。個人情報保護の観点から、制度改正の必要性がある。

各府省庁からの第 1 次回答

【内閣府】

横断的見直しを実施するに当たり、現在、各府省庁に対して該当する法令等の調査を実施しているところである。調査の結果を踏まえ、関係府省庁に対して所要の見直しの検討を要請する。

【国土交通省】

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と都市再開発法(昭和 44 年法律第 38 号)第 28 条第 1 項及び第 2 項の制度趣旨を考慮した上で、都市再開発法に係る提案の内容については、その実現可否について検討することとした。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	321	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	01_土地利用(農地除く)		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧の対象範囲の見直し

提案団体

指定都市市長会、江戸川区

制度の所管・関係府省庁

国土交通省

求める措置の具体的内容

土地区画整理法施行令第21条で規定する選挙人名簿の公衆への縦覧について、個人情報保護の観点から、対象を限定する見直しを行うこと。あわせて、選挙後は完全不開示又は住民基本台帳法第11条の2に該当する場合に限り閲覧可とする制限を加えるよう見直しを行うこと。

具体的な支障事例

土地区画整理法施行令第21条では、選挙人名簿の公衆への縦覧を規定している。公衆とは、権利者のみを指さず、広く社会一般の方を指すと解されており、権利者に限定せず縦覧を行わなければならない運用となっている。また、地区内の住民(借家人)が閲覧と複写を情報開示請求を提出するという事例も発生しており、名簿には氏名、住所、性別及び生年月日の記載があり、誰もが地区内権利者の個人情報が入手可能な状態で、縦覧後も利害関係者から求めがあれば開示する必要がある。

一方、他の法令では個人情報保護の観点から、対象を限定しない縦覧について、所要の改正等が行われている。例えば、公職選挙法では、縦覧を廃し、特定の条件下での閲覧を認めることとなっている。また、不動産(土地・建物)の所有者情報は、法務局の登記簿(登記事項証明書)に氏名・住所が記載されており、原則として誰でも閲覧・取得が可能であるが、それは、不動産取引市場の流動化が目的にあると解し、本件の制度目的とは異なるものとする。

選挙人名簿の縦覧については、その件数が極めて少ないことや、閲覧制度によっても選挙人名簿の内容の確認が可能であること、国民からの個人情報保護の要請が高まっていることなどを踏まえ、縦覧制度を廃止し、選挙人名簿の内容を確認する手段を、例えば、閲覧に一本化した上で閲覧の要件を定めるといった、所要の見直しの必要性があると考えます。

令和7年の地方からの提案等に関する対応方針(令和7年12月23日閣議決定)に基づき、土地区画整理組合の理事の氏名・住所の届出があったときに都道府県知事が行う公告について、一定の場合には、理事の住所公告を行政区画(市区町村)までとする法改正を予定しているものと承知しているが、本件についても、併せて個人情報保護の観点から見直しを行っていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

第三者に個人情報が取得される不安や、審議委員に立候補していただいた方より、せっかく事業に協力しようとしているのにわざわざ個人情報を公に晒さないといけないのかという意見を頂戴している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

関係者の個人情報保護されること。あわせて、縦覧や開示請求に係る事務の負担軽減、事業への反対者からの陳情(個人情報漏洩を指摘する等)を未然に防ぐことが挙げられる。

根拠法令等

土地区画整理法、土地区画整理法施行令

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、大阪府

—

各府省庁からの第1次回答

提案内容を踏まえ、個人情報保護の観点と土地区画整理法施行令(昭和30年政令第47号)第21条の制度趣旨を考慮した上で、その実現可否について検討することとしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

消費者庁(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	217	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	07_産業振興		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

特定商取引に関する法律における複数の都道府県にわたる消費者被害事案への対応に係る国と都道府県の役割分担の明示

提案団体

兵庫県、福島県、福井県、岐阜県、京都府、大阪府、川西市、香美町、奈良県

制度の所管・関係府省庁

消費者庁

求める措置の具体的内容

人口減少に伴う消費者行政職員の減少・行政対応力の低下が見込まれる中で、増加する悪質事業者のうち「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、より効率的・効果的な特商法の行政処分とするため、複数の都道府県の区域にわたる事案は国での対応を原則とするよう、国と都道府県の役割分担を明示すること。なお、役割分担の検討に際しては、消費者委員会や各都道府県の意見を十分踏まえること。

具体的な支障事例

【現状】

特定商取引に関する法律の執行については、同法施行令で都道府県は「当該都道府県の区域内」に係る事案について執行を行うとともに、「二以上の都道府県の区域」にわたる事案であって「特に必要と認めるとき、又は都道府県知事から要請があったとき」は「主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない」とされている。また、国による行政処分の効果は「全国」に及ぶのに対し、都道府県による処分の効果は「当該都道府県の区域内」に限られる。

そのため、①都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できない、②複数の都道府県が共同して同一事業者に処分を行う場合、被害状況が異なるため処分内容(業務停止期間等)の足並みを揃えることが困難であり、都道府県間で効果が不均一になる、③被害が複数の都道府県の区域にわたる個々の事案について、国が対処するものが明確でないことが課題である。

上述③に関して当県が令和3年度に国へ共同調査を打診した際は、苦情等件数の全国分布及び年度推移、相談内容、被害額等の資料を国に提供したにもかかわらず、納得感のある理由の説明なく国の協力が得られないことがあった。このように、要請応諾に係る予見可能性が不明確で要請準備に相応した国協力が期待できないため、国への要請制度は有用有益に機能していない。

平成29年に消費者委員会から、①「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、都道府県による行政処分の効力が当該都道府県の区域外に及ばない以上、国が積極的に対処すべき、②消費者庁は「国と都道府県の役割分担」について基本的な考え方を明示し、国及び都道府県はできる限りその考え方に基づき着実に執行を行うことが望ましい、と提言が行われているが、具体的な対応策が示されていない。

【具体的な支障事例】

平成28年の地方からの提案等に関する対応方針において「複数の都道府県にまたがる消費者被害事案への対応については、悪質事業者による潜脱行為の効果的な防止等を図るため、国と都道府県の執行における連携を一層強化すること」とされ、連携・対応を行ってきたが、近年においても、隣接する都道府県が行政処分を行

った事業者に関して当県での被害が増加し、後日処分を行った事例が生じている。
 また、複数の都道府県が共同で同時に行政処分・指導を行う場合、調整等に時間を要するものの、処分内容の統一化が困難であるなど共同実施の効果が限定的となるため、当県でも共同処分の事例は少ない。
 国と都道府県の役割分担が明確でない現状では、悪質事業者に対して、ある都道府県が処分を行っても他の都道府県域で事業を継続するため被害が減少しないうえ、各都道府県が共同で行政処分等を行う場合には、各々が同一の事務手続きを行う必要があるなど、投じたコストに対する被害抑止効果が限定的となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

「被害が複数の都道府県の区域にわたる事案」について、「国と都道府県の役割分担」が明示されることで、迅速かつ確実な調査・処分が行われ、被害の拡大・再発防止が推進される。

根拠法令等

特定商取引に関する法律第 68 条、同施行令第 42 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、岩手県、岡山県、山口県、宮崎県

○現状として支障等はないが、当該制度改正が実施されることによって、「国と都道府県の役割分担」が明確になり、被害の拡大・再発防止がより推進されるものと考えられる。
 ○国において全国の地方自治体の意見も踏まえて一定の基準や条件を設け、当該基準等に該当する事業者については、国の役割で行政指導や行政処分を行うことにすればどうか。
 例えば、都道府県域を越えて活動を行う事業者のうち、次のような事業者が考えられる。
 苦情件数や被害額などが一定基準を超える事業者
 複数の都道府県から行政処分や行政指導を受けたことのある事業者
 高度で専門的な事業活動を行っている事業者 など
 ○消費者被害事案の多くは、都道府県の境に関係なく広域で発生している現状を考えると、提案にあるように都道府県単位の行政処分は効果、効率に欠ける面がある。また、行政処分を行ったことにより隣接する都道府県で被害が増加することは本末転倒ともいえる。迅速な被害防止のためには、都道府県が行政処分を検討する事案で、被害の広域性が認められる場合は、全国にその効果が及ぶような制度設計を検討していただきたい。

各府省庁からの第 1 次回答

特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第 68 条は、都道府県が処理する事務として「この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うことができる。」と規定している。当該規定は、「地方分権推進計画」（平成 10 年 5 月 29 日決定）に基づき、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（いわゆる「地方分権一括法」）により、自治事務として導入されたものである。

これを受けて特定商取引に関する法律施行令第 42 条が都道府県が処理する事務として特定商取引法が規定する行政処分について、当該都道府県の区域内における事業者に係るものは、都道府県知事が行うこととする（ただし、2以上の都道府県の区域にわたり取引の公正及び消費者の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があったときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。）と規定している。

平成 11 年の改正時に、特定商取引法の執行を都道府県が行うこととして、国による執行はそれを妨げないとした規定の形式は消費者被害への対応や実態にも即したものとなっている。具体的には、

①消費者相談は一般的に地元の消費者センターへの電話又は対面での相談によるものが多く、都道府県や市町村が一次的な相談窓口になるケースが多い。すなわち、消費者が日々接しその消費生活を営む場である地方公共団体は、消費者に身近な行政機関として、地域住民からの相談、情報提供などによる被害情報等の迅

速かつ被害情報を踏まえた情報把握が可能である。

②特定商取引法は、7つの行為類型で規制を設けているが、例えば訪問販売や訪問購入、エステなどの特定継続的役務提供などを行う事業者には小規模事業者も多く、これらの事業者は複数県に商圏がまたがっていたとしても基本的には限られた地域で事業展開を行っていることが多い。

③複数県にわたる事案であっても、都道府県ごとに異なるビジネス実態・被害実態が存在する。このようなケースについては、全国一律の処分を国が行うのではなく、例えば、関連する各都道府県が合同で調査を実施し、共同でそれぞれ業務停止命令期間に差異を設けて処分を行うことが被害実態に合致する。

こうした考え方の下、現在も各都道府県は自治事務として特定商取引法の執行を行い、2023年度37件、2024年度47件、2025年度38件の行政処分が都道府県により行われている。

一方で、国としても、平成29年の消費者委員会からの「被害が広域に及ぶことが多い事案」については、国が積極的に対処すべきという提言も踏まえ、広域性の高い事案に対処してきている。各事案の実情を踏まえ、地域性の高い行為類型である訪問販売であっても、6県程度の広域性のものから広く20県以上に及ぶようなものまで様々な事案に応じて対処しているところである。

また、提案者が指摘する都道府県による処分のみでは事業者が区域外で違反行為を継続することを抑止できないという課題については、必要に応じて全国に行政処分の効果が及ぶ国と共同処分を効果的に行うことで回避できると考える(実際、国と都道府県、都道府県同士による共同執行の事例は認められ、2016年度以降直近10年度で、新型コロナウイルスによる調査への影響などが考えられた2021年度を除いて、毎年度1件以上行われている。)

単県で執行を行うか、複数県で執行を行うか、国とともに執行を行うかについては、事案に応じて柔軟に対応する必要があり、そのために日ごろから都道府県と十分に連携を行うことが重要である。消費者被害の実態が多様化、複雑化していることも踏まえ、今後とも、国としても都道府県との連携を更に強化すべく、必要な連携体制の在り方の検討も含め、より一層連携強化を図り、全体として特定商取引法の取り締まりの実績を挙げて参りたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

デジタル庁・厚生労働省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	85	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

覚醒剤取締法に基づく申請・届出に係る都道府県経由事務の廃止等

提案団体

岐阜県

制度の所管・関係府省庁

デジタル庁、厚生労働省

求める措置の具体的内容

覚醒剤取締法に基づく各種申請・届出、許可証等の交付について、都道府県を経由する旨の規定を廃止することで、事業者等が直接厚生労働省へ申請を行うことを可能とすること。

具体的な支障事例

県内の医薬品製造業者から、製造する医薬品の原料となる覚醒剤原料の輸入にあたり、覚醒剤取締法第30条の6第1項の規定に基づく許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある中で、同条第4項により都道府県知事を経由して申請書を提出することとなっていることが、手続を遅らせる要因となっている。また、許可証の郵送に関しても、都道府県を経由することで、申請者への交付に日数を要している。覚醒剤取締法において都道府県知事を経由することとされている他の申請・届出については、全国的にも年間の受付実績が無い手続が多く、当該手続により都道府県知事が得べき情報も無いため、経由の必要性に乏しいと考える。仮に都道府県知事が情報を把握すべきとするならば、当該手続のオンライン化に伴って、申請者が国へ提出する申請・届出内容を都道府県が閲覧可能とすることを求める。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

都道府県を経由しないことで、行政及び事業者ともに事務負担の軽減、手続の迅速化につながることを期待される。

根拠法令等

覚醒剤取締法第4条第1項、第5条第2項、第9条第1項、第10条第1項、第10条第2項、第11条第1項、第11条第2項、第12条第1項、第15条第2項、第17条第5項、第20条第6項、第22条第1項、第23条、第24条第1項、第24条第2項、第29条、第30条の4第1項、第30条の5、第30条の6第4項、第30条の14第1項、第30条の15第1項、第30条の15第2項、第35条第3項、第36条第1項

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、埼玉県、東京都、兵庫県、山口県、徳島県

○進達後に事業者から状況の確認を求められることがあり、許可手続を可能な限り迅速に行って欲しいとの申し出を受けることがある。また、行政側の事務処理として、そのたびに厚生局(厚生労働省)へ進捗状況を確認しており事務負担が大きい。

○当県においても覚醒剤原料輸入・輸出・製造業者に係る法定の申請・届出を経由しており、具体的に事業者から迅速手続きを希望された事例こそ承知していないものの、経由のために直接申請のものよりも時間を要する状態のため、主提案県に賛同する。なお、法第15条(覚醒剤研究者の製造許可)、法第17条(覚醒剤研究者の譲渡・譲受許可)、法第20条第6項(覚醒剤研究者の施用・交付許可)、法第35条第3項(国の開設する覚醒剤施用機関の指定)、法第36条第1項(国の開設する覚醒剤施用機関の届出等)については、直接厚生労働省に申請等を行う場合であっても、厚生労働省から当該施設が所在する都道府県へ対して情報提供を行うことを、あわせて要望する。

各府省庁からの第1次回答

○覚醒剤取締法(昭和26年法律第252号)における厚生労働大臣による覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者に対する指定証の交付、返納及び提出、覚醒剤製造業者から厚生労働大臣への旧指定証の返納については、都道府県経由事務を廃止する方向で検討することとしたい。

(※)覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者及び覚醒剤原料製造業者については厚生労働大臣の権限が地方厚生局長に委任されている。

○その他の申請等の事務については、以下の理由から、また国・県双方の事務負担の効率化を図る観点から、e-Govによるオンライン化について検討・調整を行った上で、都道府県経由事務の廃止に向けた検討を行ってまいりたい。

・覚醒剤取締法第31条及び第32条では、厚生労働大臣に指定権限がある覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、都道府県知事による報告徴収・立入検査等ができることとしている。

・さらに、覚醒剤取締法第34条では、都道府県知事が覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者について、指定の取り消し及び業務等の停止の処分を必要と認めるときは、厚生労働大臣に具申しなければならないとされている。

・厚生労働大臣に対して行われる覚醒剤製造業者、覚醒剤原料輸入業者、覚醒剤原料輸出業者、覚醒剤原料製造業者における申請等の内容は、都道府県においても覚醒剤監視員の業務として、また必要があるときは覚醒剤取締法第34条の意見具申を行うという観点から、情報が把握されている必要がある。

・また、覚醒剤研究者の指定の取消し等は都道府県知事の権限であるため、厚生労働大臣により行われる覚醒剤研究者の覚醒剤の製造の許可及び覚醒剤の譲渡又は譲受の許可について、都道府県においても情報が把握されている必要がある。

・これらの事務に係る都道府県の情報把握については、地方側要望内容で示されているとおり、都道府県経由事務を廃止し、手続きをオンライン化して都道府県においても申請・届出内容を閲覧可能とすることが考えられるが、国の事務のオンラインシステムとしてはまずe-Govの利用を検討することとなるため、当該検討の結果を踏まえ、都道府県においてe-Govへの対応をしていただく必要がある。

○なお、国の開設する病院又は診療所が覚醒剤施用機関に指定された際の指定証の交付・返納等や、届出・報告についても、都道府県において覚醒剤監視員の業務として覚醒剤施用機関への立入検査等の監視業務を実施する場合に必要な情報である。国の開設する病院又は診療所の覚醒剤施用機関の指定は、覚醒剤製造業者の指定申請のスキームと異なり、医療機関側の申請ではなく厚生労働大臣が主務大臣と協議の上指定することとなっている。このため、仮に、指定証の交付に係る都道府県経由事務を廃止した場合、都道府県において県内の国開設の覚醒剤施用機関を把握できない懸念がある。

こうした懸念も踏まえ、どのような対応が可能であるか検討してまいりたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	166	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	×
提案分野	12_その他		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	○

提案事項(事項名)

市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化

提案団体

郡山市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民年金事務の日本年金機構への一元化。

具体的な支障事例

国民年金事務の一元化については、これまでも国民年金協議会を通じて強く要望しているところである。しかし、令和6年度の要望に対する回答では、「市区町村が住民にとって身近な窓口であることや、市区町村窓口での他の手続と同時に行うことが可能な手続もあるため、住民サービス向上の観点からも、市区町村側にとって大きな意義があるものと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい」という趣旨の、例年と同様の回答にとどまっていること、また、令和7年度の要望に対する回答でも「(法定受託事務として市区町村が実施することが)住民の負担軽減になるものと考えられる」とされており、進展のない状態が続いている。

また、法定受託事務としての国民年金事務の実態としては、加入後の納付書送付、免除申請結果の確認、裁定請求に係る確認等について、地域住民にとっては申請書を提出した市区町村では回答が得られないことや、提出先ではない日本年金機構から書類が返戻されること等、国民年金事務が一元化されていないことによる混乱が生じている。このような状況から、「住民サービス向上の観点からも市区町村側にとって大きな意義がある」ものとはなっていない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

全国都市国民年金協議会国民年金制度改善についての要望書

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国民年金事務が一元化されることにより、事務処理上の混乱が解消され、住民サービス向上に資する。

まず、1号加入の届出を直接年金事務所に行くことで、情報更新に生じていた時間差が解消され、迅速な処理が可能となる。

また、障害年金の請求については、初診日の年金種別によって受付窓口が市区町村と年金事務所に分かれているため、住民にとって分かりにくい手続となっている。さらに、保険料納付要件については、市区町村が納付記録を保有していないことから、速やかな確認ができず、その都度、事務センターや年金事務所へ照会しながら対応する必要があり、請求者を長時間待たせる要因となっている。

そのほか、障害基礎年金請求書の返戻については、診断書の記載内容や追加の生活状況に関する照会など、形式審査の範囲を超える返戻理由が多く、返戻に至った経緯を市区町村職員が十分に説明できない事例も発

生している。

また、日本年金機構において個人向けオンラインサービスが整備され、手続のオンライン化が進展していることに加え、マイナンバー連携により戸籍・住民票・所得証明等の添付書類が省略可能となっている。こうした環境整備を踏まえると、市区町村が窓口として手続きを担う意義は、以前に比べて小さくなっている。

このように、市区町村窓口での受付は「地域住民に最も身近な窓口」という利点よりも、住民及び職員双方の負担が大きくなっているのが実情である。

なお、当該事務が一元化された場合には、当市において年間1号加入届 5,000 件(416 時間)、障害年金 100 件(200 時間)程度の手続について、住民の利便性向上を図ることが可能となるとともに、円滑な事務処理につながるが見込まれる。

根拠法令等

国民年金法第3条第3項、第6条、第12条第1項・第4項、第105条第1項・第4項、国民年金法施行令第1条の2・第18条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、塩竈市、新庄市、須賀川市、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、八王子市、川崎市、魚沼市、小牧市、枚方市、笠岡市、広島市、高松市、松山市、大野城市、諫早市、熊本市、都城市

○当市でも同様の支障事例が生じており、特に法定受託以外の事務(納付書発行発送・保険料追納申込など)については、市町村に相談があっても対応できず、年金事務所への案内を余儀なくされており、市町村が「地域住民に身近な窓口」としての機能は果たしていないのではないかと考えられる。日本年金機構において手続きのオンライン化が進んでおり、マイナンバー連携より市町村窓口に出向かなくても手続きが可能となっている。今後、市町村での年金以外の手続きのオンライン化が進むことにより、来庁する住民も少なくなることが想定される。年金に関する事務は年金事務所での手続きと一本化することにより住民にとってもわかりやすく、利便性が高まると考えられることから、見直しを図っていただきたい。

○法定受託事務以外の電話や来庁が多く、市民は混乱し、職員は非効率に陥っている。したがって、法定受託事務を解除し厚生年金と国民年金を一元化して日本年金機構で行うべきである。

○提案にあるように、市区町村が行う国民年金事務の日本年金機構への一元化を図ることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

○年金事務については、法定受託事務として行っているが、交付金を上回るコストと手間がかかっており、人件費を完全にカバーできていないのが現状である。さらに、その交付金の申請・申請に係る管理等も現場の負担を増やしている現状がある。障害年金の申請等、専門の年金事務所と同等のアドバイス等を市町村職員が求められるのは、心理的・実務的にも大きなプレッシャーである。結果、市町村側で対応できず、年金事務所へ案内せざるを得ない場合は、「たらい回しをされた」という相談者の不満を招きやすく、その対応に職員が疲弊する悪循環もある。市町村職員が「国民健康保険」という自治体独自の業務に集中できるよう、年金事務は専門組織である日本年金機構に一本化していただきたい。

○提案市と同様に一元化することにより、市民の利便性の向上と円滑な事務処理につながるが見込まれる。

各府省庁からの第1次回答

国民年金第1号被保険者に係る資格関係の届出等は、退職後の国民健康保険への切り替えや、来日された外国人の転入届など、関連する手続と一体的な対応を行えることや、市区町村窓口で保有する所得情報や生活保護受給情報等の情報を確認することで、免除申請や法定免除の届出の円滑な手続につながるなどの相乗効果が期待できること、全国 1,741 の自治体数に対し 312 という年金事務所の数を考えると、住民の住所地に近い市区町村で手続等ができることは、住民の利便性等に資するため、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。

また、障害年金については、障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続ができることは住民にとって利便性が高いと考えており、引き続きご理解ご協力をお願いしたい。

なお、市区町村の法定受託事務については、平成 11 年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成 20 年の

閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。

一方、国民年金業務に携わる市区町村職員の事務の効率化や負担軽減を図ることは重要であると考えており、窓口の体制支援等として、「市区町村国民年金事務サポートツール(業務支援ツール)」の厚生労働省 HP への掲載や、年金機構による国民年金事務担当者向けの研修の実施、市町村において納付記録が確認できるよう可搬型窓口装置の貸与、市区町村向け情報誌「かけはし」による情報提供、電子申請の利用の促進や整備等を実施している。

窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。

令和8年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省(内閣府と関係府省庁との間で調整を行う提案)

管理番号	346	重点募集 テーマ	①「事務処理方法の見直し」の該当	○
提案区分	B 地方に対する規制緩和		②「デジタル化」の該当	○(3)以外
提案分野	03_医療・福祉		③「地域におけるサービスの維持・向上等」の該当	×

提案事項(事項名)

障害年金事務の日本年金機構への一元化等

提案団体

都城市

制度の所管・関係府省庁

厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務(市町村が行う事務)について、年金事務所(日本年金機構)への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求める。

具体的な支障事例

国民年金法施行令に基づき、市町村では法定受託事務として国民年金に関する各種事務手続きを行っている。その中でも、障害年金の相談・申請は医学的な専門知識や豊かな経験によるスキルが問われる内容である。市町村の年金担当職員は他の事業を兼務していることや定期的な人事異動があることから知識の継承に課題がある。その結果、相談対応や申請支援に多くの時間が必要であったり、書類の不備による再来庁を申請者に強いたり、住民に負担が生じている。

さらに、最終的な審査および決定は日本年金機構において行われており、決定前の書類の返戻(書類記載事項の確認等)がされる場合もあるため、内容によっては市町村窓口での再相談が必要になるなど、住民にとっても手続きが複雑になる場合がある。

また、障害をお持ちの申請者は、外出する際に介助や代理人の手助けが必要な方が多く、代理人の協力が困難である場合には、相談から受給に至るまで、手続きに時間を要している事例もある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民から「どこの窓口で相談すればよいのか分からない」との意見が寄せられる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

障害年金に係る相談および請求手続きを年金事務所へ一元化することにより、専門的知識を有する職員による対応が可能となり、相談内容に応じた的確な案内や申請支援が行われることで、住民サービスの向上が期待される。

また、市町村における相談対応や申請書類確認等に係る事務負担の軽減につながり、市町村行政事務の効率化が図られ、他の来庁者の待ち時間削減にも寄与する。

さらに、オンラインによる相談・申請が導入されることにより、住民が来庁することなく手続きを行うことが可能となり、手続きの利便性向上と申請者の負担軽減が実現する。

根拠法令等

国民年金法施行令第1条の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

えりも町、ひたちなか市、高崎市、さいたま市、川口市、川崎市、須坂市、小牧市、稲沢市、四日市市、羽曳野市、広島市、大野城市、諫早市、熊本市

○当市でも同様の支障事例が生じており、障害年金相談、申請にあたっては、障害の内容や初診日の特定など医学的な専門知識や年金制度に関する総合的な知識が必要とされ、すぐに習得することが難しく、人事異動が短期間で頻繁に行われる市町村の職員では対応が困難である。また初診日に加入している年金制度によっては、年金事務所での相談、申請となるため、時間をかけて対応したにもかかわらず年金事務所への案内を余儀なくされる。障害年金に関する事務は年金事務所での手続きと一本化することにより住民にとってもわかりやすく、利便性が高まると考えられることから、見直しを図っていただきたい。

○障害年金の申請は、必要書類が多いこと、制度が複雑であること、診断書の作成など費用がかかること、直近3ヶ月以内の診断書が必要なことなど、難易度・時間・負担などが重い申請となる。市区町村職員は異動も多いため、専門的知識を有しない職員の案内不足や、市民の誤解などにより、障害年金を受け取れると誤認した市民からの苦情や、年金事務所に進達後に書類の不備が発覚し、診断書を取り直す必要が生じたケースなど、問題が複数発生している。これらの点を考慮すると、専門的知識を有する年金事務所の職員が、対面又はオンラインで対応をすることが望ましい。

○障害年金に係る相談及び請求受付事務については、高度な専門知識を必要とし、相談内容も複雑かつ個別性が高いため、対応に長時間を要する。市町村では短期間での人事異動や少人数体制の中、他業務と兼務しながら対応しており、専門性の確保や知識継承が困難となっている。そのため、窓口混雑や書類不備による返戻等相談者負担の増加につながっている。本人の来庁が困難で介助必要とするケースも多いので、年金事務所への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請の導入を求めることに賛同する。

○提案にあるように、国民年金法施行令に基づく障害年金に係る法定受託事務（市町村が行う事務）について、年金事務所（日本年金機構）への窓口一元化を図るとともに、オンラインによる相談の受付・申請が導入されることで、当市においても、事務負担の軽減につながるものとする。

各府省庁からの第1次回答

障害年金については障害をお持ちの方の住まいから近く、福祉等の窓口でもある身近な市区町村窓口において相談し、年金請求手続きができることは住民にとって利便性が高いと考えている。このため、障害年金事務を年金機構で一元化することは、全国1,741の自治体数に対し312という年金事務所の数を考えると、障害をお持ちの方にとって遠方まで相談に行かなくてはならない場合もあり、住民の利便性等を鑑みると、ご提案のように年金機構へ一元化を図ることは困難である。また、障害基礎年金の請求後に提出書類に不備があった場合は、これまでの相談の事績を把握している窓口で対応いただく方が住民の方にとっても安心感につながることも、受付時に記載内容や添付書類を確認していただいた市区町村へ返戻し、不備等について住民の方への対応をお願いしている。

なお、市町村の法定受託事務については、平成11年の地方分権一括法において、国民の利便性の観点で整理されたものであり、その前提で、現在の年金機構の体制を整備していることや、年金機構は、平成20年の閣議決定で定められた職員数の範囲で定員管理を行う必要があることから、一元的に年金機構が窓口となることは困難である。

厚生労働省及び年金機構では、市区町村において障害基礎年金の請求書受付事務を円滑に実施していただくために、窓口事務の円滑な実施を支援するための資料（「障害基礎年金お手続きガイド」や「障害基礎年金ハンドブック」など）を掲載した「市町村国民年金事務サポートツール（業務支援ツール）」を厚生労働省HP上で掲載するとともに、市区町村向け情報誌「かけはし」において、窓口事務での注意点やよくある返戻事例等照会の多い事例を掲載するなどの支援を行っている。

また、YouTube 厚生労働省チャンネル、年金機構HPにてポイントや注意点を交えながら、障害基礎年金請求書の書き方を紹介した動画を掲載しているほか、年金機構では、初診日や診断書に関する事項など障害年金特有の医学的事項に関する照会に対応するため、「市区町村専用ヘルプデスク」を設置している。更に年金機構から障害基礎年金請求書の返戻を行った事例について返戻理由と解説をまとめた返戻事例集及び照会件数の多い事例を中心としたQ&Aを作成し市区町村へ配布しており、昨年度はQ&Aの事例を追加するなど、市区町村窓口で相談対応を行っている職員の方をサポートするよう取り組んでいる。

窓口における住民サービスの一層の向上を図るため、市区町村、国及び年金機構とが密接な連携を保ち、業務

の効率化を進めながら、国民年金業務を円滑に進められるよう努めているところであり、引き続き、ご理解とご協力をお願いしたい。